

議案第 1 2 8 号

前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の改正について

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成 2 1 年前橋市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表以外の部分中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、「、申請 1 件につき」及び「を、当該申請に係る建築物（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅（法第 2 条第 1 項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の数（以下「同時申請住宅数」という。）で除して得た額」を削り、同項の表建築物全体の住宅の数の欄中「建築物」の次に「（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）」を、「住宅」の次に「（法第 2 条第 1 項に規定する住宅をいう。以下同じ。）又は住戸」を加え、同条第 2 項の表以外の部分中「、申請 1 件につき」を削り、「を同時申請住宅数で除して得た額に 4, 2 0 0 円を加えて得た額」を「に、4, 2 0 0 円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した額」に改め、同項の表注中「住宅」を「住戸」に改め、同条第 3 項の表以外の部分中「、申請 1 件につき」及び「を同時申請住宅数で除して得た額」を削り、同条第 4 項の表以外の部分中「、申請 1 件につき」を削り、同条第 6 項中「、申請 1 件につき」及び「を同時申請住宅数で除して得た額」を削り、同条第 7 項中「の規定による譲受人を決定した場合における」を「又は第 3 項の規定により」に改め、「、申請 1 件につき」を削り、同条第 8 項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 2 0 日から施行する。